

いきサポ愛知

第24号 2022.MAR

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
受託/公益社団法人愛知県医師会

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等の公布について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等が令和4年1月19日公布されました。

改正等の趣旨

医師について令和6年4月1日から、労働基準法(昭和22年法律第49号)による時間外労働の上限規制の適用が開始されることに伴い、改正法による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)について、

- ・医療機関の管理者に、長時間労働の医師の健康管理の体制整備を義務付けること
- ・医療機関の管理者に、長時間労働の医師に対する面接指導等の健康確保のための措置を義務付けること
- ・地域医療の確保等のために医師の長時間労働が必要となる医療機関(「特定労務管理対象機関」という。)を指定し、都道府県が労働時間短縮のための支援を行う等の仕組みを創設すること

等が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係法令の改正等が行われたものです。

※「いきいき働く医療機関サポートWEB」→「役に立つ情報」→「各種法令・通知」に掲載されています。

令和4年度次期診療報酬改定の大枠が確定しました。

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において「令和4年度診療報酬改定の基本方針」が決定され、「安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進」は「重点課題」とされており、令和4年2月9日の中央社会保険医療協議会・総会で答申が行われました。答申の中から「医療従事者の働き方改革」については、下記のとおりです。

安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進

- **地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の確保**
 - ・地域医療体制確保加算の見直し
- **医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践に資する取組の推進**
 - ・勤務医の負担軽減の取組の推進
 - ・夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し
- **各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進**
 - ・医師事務作業補助体制加算の見直し
 - ・病棟薬剤業務実施加算の見直し
 - ・看護補助者の更なる活用に係る評価の新設
 - ・特定行為研修修了者の活用の推進
 - ・周術期における薬学的管理の評価の新設
- **業務の効率化に資するICTの利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価**
 - ・医療機関におけるICTを活用した業務の効率化・合理化
 - ・標準規格の導入に係る取組の推進
 - ・医療機関等における事務等の簡素化・効率化

※厚生労働省HP⇒政策について⇒審議会・研究会等⇒「中央社会保険医療協議会」参照
または、厚生労働省HP⇒カスタム検索「2022年度診療報酬改定」参照



医師の働き方改革 現状と目指す姿

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズや医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要とされることです。
- 地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスク・シフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**が必要であるとされたものです。

現状

- 医師の長時間労働**
 - ・病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
 - ・特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い
- 労務管理が不十分**
 - ・36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在
- 業務が医師に集中**
 - ・患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

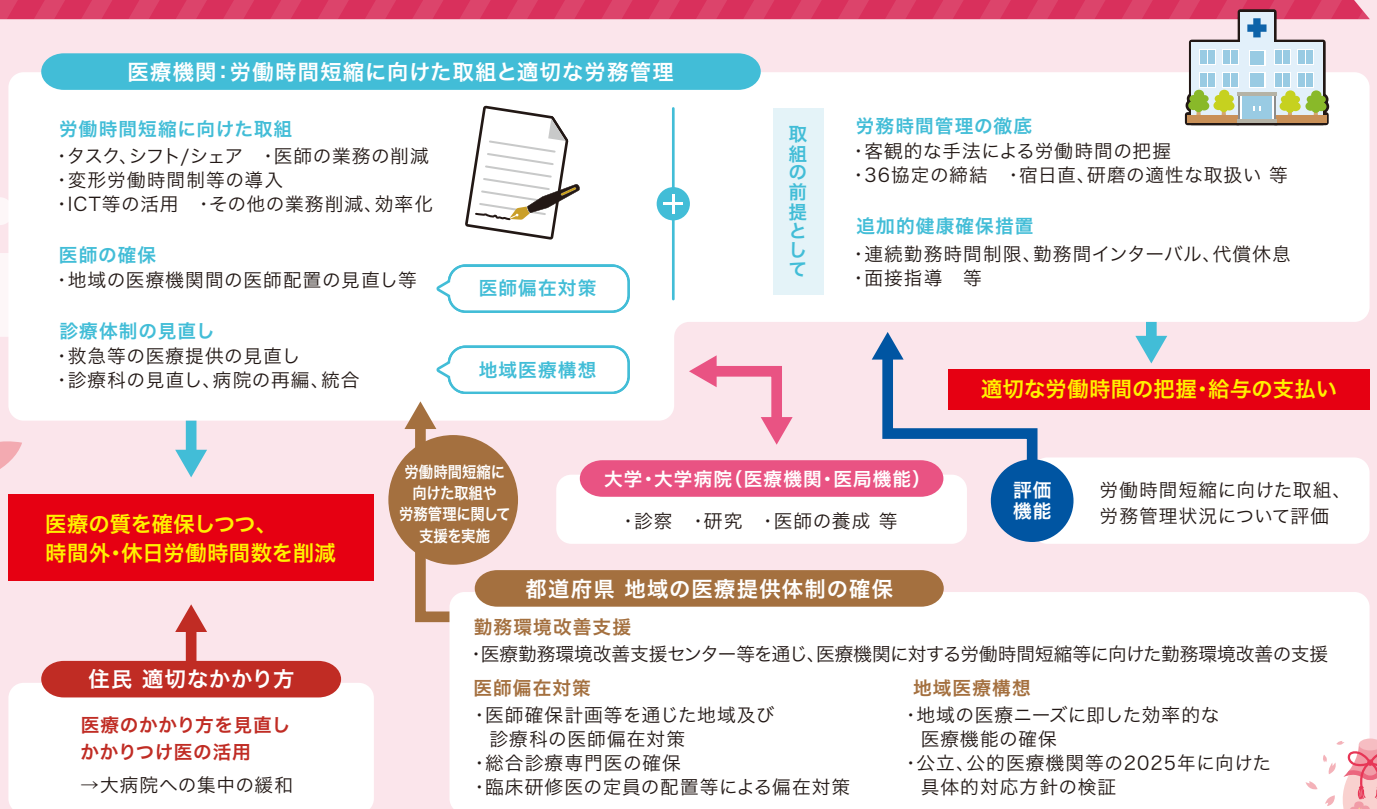
- 労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する
- +
- 全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする
- ↓
- 質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

<p>長時間労働を生む構造的な問題への取組</p> <p>医療施設の最適配置の推進 (地域医療構想・外来機能の明確化)</p> <p>地域間・診療科間の医師偏在の是正</p> <p>国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進</p>	<p>医療機関内での医師の働き方改革の推進</p> <p>適切な労務管理の推進</p> <p>タスクシフト/シェア (業務範囲の拡大・明確化)の推進</p> <p>→ 一部、法改正で対応</p> <p>行政による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援 ・経営層の意識改革 (講習会等) ・医師への周知啓発 等 																							
<p>時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~) 法改正で対応</p>																								
<p>地域医療等の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 ② 評価センターが評価 ③ 都道府県知事が指定 ④ 医療機関が計画に基づく取組を実施 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関に適用する水準</th> <th>年の上限時間</th> <th>面接指導</th> <th>休息時間の確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A (一般労働者と同程度)</td> <td>960時間</td> <td rowspan="2">義務</td> <td>努力義務</td> </tr> <tr> <td>連携B (医師を派遣する病院)</td> <td>1,860時間</td> <td>義務</td> </tr> <tr> <td>B (救急医療等)</td> <td>※2035年度末を目標に終了</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-1 (臨床・専門研修)</td> <td rowspan="2">1,860時間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-2 (高度技能の修得研修)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間	義務	B (救急医療等)	※2035年度末を目標に終了			C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間			C-2 (高度技能の修得研修)			<p>医師の健康確保</p> <p>面接指導 健康状態を医師がチェック</p> <p>休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制 (または代償休息)</p>
医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保																					
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務																					
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間		義務																					
B (救急医療等)	※2035年度末を目標に終了																							
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間																							
C-2 (高度技能の修得研修)																								

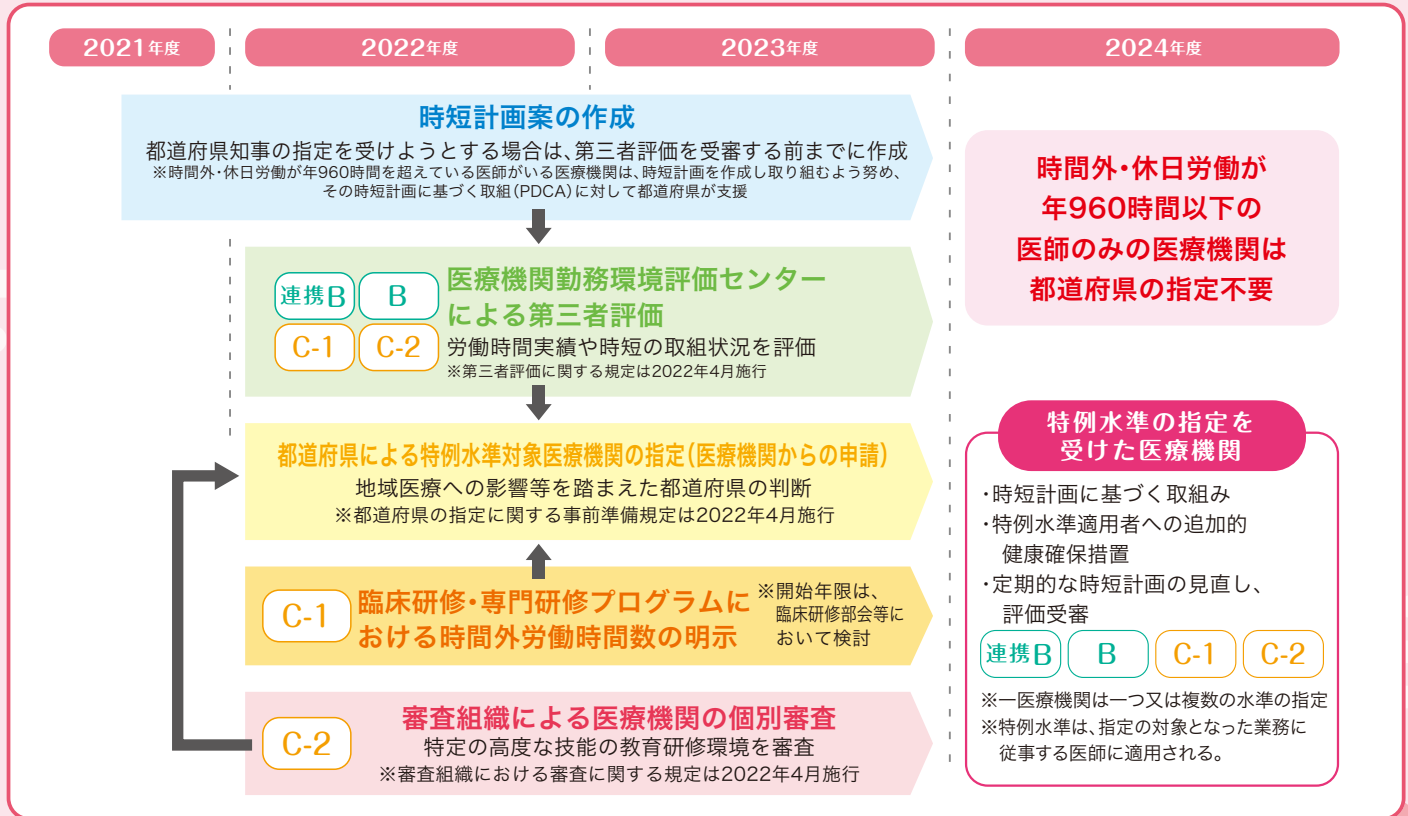
医師の働き方改革の全体像

医師の働き方改革を、様々な局面から推進していきます。



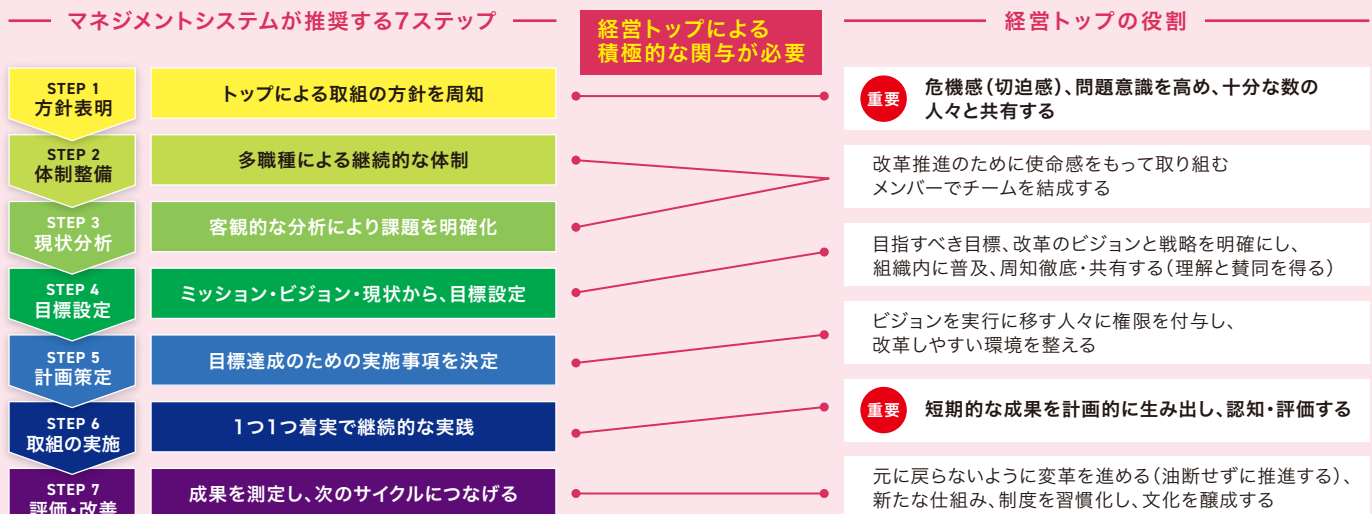
BC水準指定の手続き等について

連携B・B・C水準の指定申請には、医師労働時間短縮計画案を作成し、評価センターの評価を受けることが必要です。2021年度中に労働時間(実態)を把握し、ゴール(どの水準を目指すか)を設定し、取組を開始することが重要です。



働き方改革 取組ポイント

取組の全体像は方針表明から始まり、評価・改善の7つのステップです。いずれのステップにおいても、部門間に障壁等の様々な問題が発生し得ます。これらの問題はトップがリーダーシップを発揮し積極的に関与している医療機関ほど迅速に解決されているため経営のトップは積極的に関与するようにしましょう。



最初は、取組やすいものから取組、達成感を味わうことが継続する上でのポイントです!

平成30年度、厚生労働省委託事業「医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究」より



第5回 医療機関に対する働き方改革セミナーを開催しました

令和4年1月31日(月)にWeb配信で開催され、多数のご参加をいただきました。

講演1 「医師の働き方改革の動向と医療機関で進めるためのポイント」

講師

愛知県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理アドバイザー 森本 智恵子



・当センター森本アドバイザーより「働き方改革の制度概要について、医療機関における対応のポイント」について説明をしました。

講演2 「働き改革推進のカギとなる医師事務作業補助者の役割について」

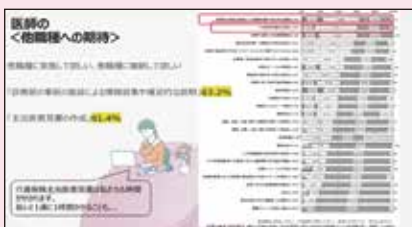
講師

特定非営利活動法人 日本医師事務作業補助研究会
愛知・岐阜支部 支部長 永田 ここの



・講師も医師事務作業補助者であり、ご自身の経験も含め、「医師事務作業補助者とは」の説明から、医師事務作業補助者の働き方改革における役割についてご講演いただきました。

セミナー資料
へ抜粋



※セミナー資料は、本センターHP「お知らせ」に掲載しています。

愛知県医療勤務環境改善支援センターは、医療機関の勤務勧奨改善に取り組む医療機関を支援します!



メルマガ会員
募集中!



愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページのトップ画面よりお申込みください。各種セミナーのご案内等いち早くお届けします!

登録は
こちらから!



お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
(公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右のQRコードを
読み取ってください。

<https://aichi-medsc.or.jp>

